

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和3年4月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

## 1 業務の概要

### (1) 名称

盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託

### (2) 目的

平成14年度に当初策定し、平成18年度の玉山地区合併を受け平成22年3月に第1回目の変更を行っている盛岡市都市計画マスタープラン（以下「現計画」という。）について、関連計画の策定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、現計画の地域別構想（15地域）の見直しを行う。

全体構想の方針（令和3年度改定予定）を踏まえ、地域ごとの現況や特性、課題を整理し、市内15地域におけるまちづくりの方針を取りまとめ「盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】」の策定支援を行う。

### (3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

### (4) 委託者

盛岡市

### (5) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

### (6) 提案上限額

10,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 2 提案者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元・2・3年度盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格を有し、盛岡市建設関連業務委託登録名簿の「土木関係コンサルタント業務 甲、乙、丙」に登録している者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示 717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て

をしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 直近2年間の国税（法人税，事業税，消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者，役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等，その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7) 参加意向申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に，盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告による入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）において，同種又は類似した業務を元請として受注した実績を有する者であること。

同種業務	市町村都市計画マスタープラン又は都市計画区域マスタープランの作成・見直し・検討業務
類似業務	立地適正化計画，市町村総合計画等の都市計画やまちづくりに関する基本的な計画の作成・見直し・検討業務

(9) 次の条件を満たす管理技術者，照査技術者及び担当技術者を配置すること。なお，各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

ア 管理技術者は，技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画），RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナーの資格を有する者とし，過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）において，地方公共団体発注の都市計画マスタープラン策定と同種又は類似した業務の実績があること。

イ 照査技術者は，技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画），RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナーの資格を有する者とする。照査技術者は，管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

ウ 主たる担当技術者は，資格を問わないが，計画図書等に基づき適正に業務を実施する者とし，照査技術者を兼ねることができない。

### 3 担当部署

(1) 郵便番号 020-8532

(2) 住所 盛岡市津志田14地割37番地2

(3) 担当課 盛岡市都市整備部都市計画課

(4) 電話番号 019-601-2718

(5) ファックス 019-637-1919

(6) 電子メール [toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp)

#### 4 公募資料等の交付

(1) 交付期間 公告の日から令和3年5月19日（水）まで

(2) 交付方法

盛岡市公式ホームページにおいてダウンロード配布する。

#### 5 参加意向の申請

本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申請すること。

(1) 提出期限 令和3年5月19日（水）正午まで

(2) 提出先 上記3に同じ

(3) 提出方法 次のいずれかの方法で提出すること。

ア 持参

イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックでの郵送による。

※郵送の場合，提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※市は，郵送および宅配中の破損，遅延などの責任を負わないものとする。

(4) 参加意向申請時の提出書類

書類	様式	部数
プロポーザル参加意向申請書	様式第1号	1部
提案者情報書	様式第2号	8部
業務実績書 ※測量調査設計業務実績情報サービス (以下「テクリス」という。)の業務カルテ又は契約 書の写し若しくは履行証明書(任意様式)を添付	様式第3号	
業務実施体制図	様式第4号	
予定技術者経歴書(管理技術者，照査技術者，主たる 担当技術者) ※資格証明書の写しを添付	様式第5号 ～様式第7号	

#### 6 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けるものとする。質問書(様式12号)に必要事項を記入の上，上記3(6)の電子メールアドレス宛てにワードファイルで送信し提出のこと。

(1) 質問受付期間 公告の日から令和3年5月12日（水）正午まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き，令和3年5月14日（金）（予定）までに，盛岡市公式ホームページへ掲載し，公表する。

#### 7 提案書類の受付

プロポーザル提案資格を有するものとして認められ，市から「プロポーザル関係書類提出要請

書」により要請を受けた者は、別紙「盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月1日（火）正午まで
- (2) 提出先 上記3に同じ
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法で提出すること。

ア 持参

イ 簡易書留，レターパック又はゆうパックでの郵送による。

※郵送の場合，提出期限までに電話により送付物の到着確認を行うこと。

※送料は提案者の負担とする。

※市は，郵送および宅配中の破損，遅延などの責任は負わないものとする。

- (4) 提案書提出時の書類

書類		様式	部数
提案書（添書）		様式第8号	1部
提案書	実施方針	様式第9号	8部
	実施手順	任意書式	
	業務工程表	任意書式	
	評価テーマ1～2（提案課題）	様式第10号 ～様式第11号	
見積書（提案上限額（消費税等込み）以内の見積金額を記載のこと）		任意様式	1部
見積内訳書（項目，数量，単価等がわかるように記載のこと）		任意様式	

## 8 選考方法

- (1) 1次審査（書類審査）

提出された参加意向申請書等を基に，資格要件の確認を行う。

参加者が5者以下の場合，資格要件の審査のみ実施する。

参加者が6者以上の場合，書類審査を実施し，5者以内に選考する。

参加意向の申請者が1者であっても，審査の結果，事業を適切に実施できると判断された場合には，本プロポーザルは実施する。

- (2) 2次審査（提案審査）

提案書に基づくプレゼンテーション，ヒアリングによる審査を予定（場所は盛岡市役所都南分庁舎）しているが，ウェブ会議システム（市側でTeams又Zoomによる会議室を設定予定）となる場合がある。（ウェブ会議の場合，システム環境や通信環境は参加者側で御用意ください。）

審査の順番は，原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。

実施要領に定める評価基準に従い採点を行い、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者として、次に総合評価点が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、総合評価点が同一の提案者が複数いる場合は、実施要領に定める評価方法により契約候補者を選定する。

## 9 選考結果の通知

### (1) 1次審査（書類審査）

1次審査終了後は、速やかに参加意向申請者全員に審査結果を通知する。また、提案資格を有する者には、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を通知する。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

### (2) 2次審査（提案審査）

評価結果については、速やかに電子メール等で通知する。また、結果に対する異議は認めない。なお、契約候補者及び次点順位者については、盛岡市公式ホームページにおいて公表するものとする。

## 10 その他

(1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例（平成12年条例第51号）に基づき、開示等を実施する場合がある。

(3) 必要により、提出された書類等の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効するとともに、指名停止を行う場合がある。

(5) 詳細は、盛岡市都市計画マスタープラン【地域別構想】策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本プロポーザルの日程やヒアリング方法等の必要な項目の変更を行う場合がある。